

本報告書については、プライバシーに配慮した内容となっておりますので、それを考慮した取扱いをお願いいたします。

令和2年度児童虐待重大事例 検証報告書

令和2年12月

埼玉県児童虐待重大事例検証委員会

目 次

I	はじめに	1
II	検証の目的等	1
	1 検証の目的	
	2 検証の対象事例	
	3 検証の方法	
III	事例の概要等	2
	1 事例の概要	
	2 家族の状況	
	3 経過及び関係機関の対応状況	
IV	事例の検証 ～明らかになった事実、課題と提言～	7
V	おわりに	12
	【参 考】	13

I はじめに

保護者からの虐待により、平成29年9月に草加市で4歳男児が重傷を負うという痛ましい事例（以下「本事例」という。）が発生した。

埼玉県では、埼玉県児童福祉審議会児童養護部会の下に「埼玉県児童虐待重大事例検証委員会」（以下「当委員会」という。）を設置し、児童虐待による死亡事例等の未然防止、再発防止のための対策を具体的に検討するため、第三者による検証を実施している。

この報告は、当委員会が行った検証結果をまとめたものである。

II 検証の目的等

1 検証の目的

本検証は、特定の組織や機関及び個人の責任を追及することを目的とするものではなく、本事例の事実関係を把握し、そこから課題を抽出し、県や市町村など関係機関が今後の児童虐待による死亡事例等の未然防止、再発防止のために取り組むべき対策を提言するために行うことを目的とする。

2 検証の対象事例

発生日（発生地）	概要
平成29年9月20日 （草加市）	養母が長男（当時4歳）に対し、暴行を加え、一時意識不明の重体となる重度の障害を負わせた（養母は令和2年3月22日に傷害容疑で逮捕）。

3 検証の方法

本事例の検証は、児童相談所をはじめとする関係機関の関わりに焦点を当て、児童相談所等の本児に関する記録書類を詳細に分析するとともに、関係職員へのヒアリング調査や養母の公判において判明した内容を基に、事実関係を把握し、課題等の検証を行った。

Ⅲ 事例の概要等

1 事例の概要

草加市で、平成29年9月20日に養母が長男（当時4歳）に対し暴行を加え、一時意識不明の重体となる傷害を負わせた（なお、長男は、常時医療ケア・生活介護を有する重度の障害を負った）。

養母は、令和2年3月22日に傷害容疑で逮捕され、同年6月25日に懲役6年の判決が言い渡された（養母は控訴したが、控訴棄却により確定）。

事件発生前に虐待通告を受け、越谷児童相談所草加支所（現在の草加児童相談所）が本児を一時保護した後に家庭引取りとし、支援していた経過がある。

2 家族の状況（年齢等は事件当時）

父

養母：24歳

本児：4歳4か月（集団所属なし）

養母方祖父

※養母については、本児との養子縁組前は「継母」と表記

3 経過及び関係機関の対応状況

（1）越谷児童相談所草加支所（以下「児相」という。）の取扱い等

平成28年11月	父と継母が婚姻。
同年12月	草加市に転居し、祖父含め4人世帯となる。
平成29年7月	継母が本児を養子縁組。

【平成29年度】

5月下旬 医療機関から児相に虐待通告（身体的虐待疑い）。*本児：4歳0か月時発熱で受診した本児の顔や頭部、背中等に複数のあざ傷があるとの内容。

5月下旬～6月初旬 本児は検査、経過観察等のため入院。

5月下旬 児相が医療機関を訪問し、病状調査等を実施。支援方針を協議した。

継母は医療機関に対して、受傷は階段や子供用自転車からの転落・転倒によるなどと説明していた。児相は、本児の受傷経緯が不明であること、複数のあざ傷があることから、医療機関での検査や経過観察等を終えた後に、速やかに一時保護する方針とした。

あわせて、児相から草加警察署（以下「草加署」という。）に情報提供。情報提供を受け、以降、草加署は病状調査や父及び継母からの聴取等を実施。

5月下旬 医療機関にて関係者協議。

児相、草加市役所（以下「市役所」という。）、草加署、医療機関との間で情報共有及び、児相による一時保護方針について確認した。

6月初旬 退院にあわせ、安全確保のために児相が本児を一時保護。

児相が父及び継母と面接。受傷は階段や子供用自転車からの転落・転倒によるものなどと話し、一時保護に関する同意は得られなかった。

6月上旬 児相及び草加署が合同で家庭訪問を実施。

継母が応対し、室内や本児が受傷したとする公園などを確認した。子供用自転車には転倒して生じたと思われる跡（ペダルや籠を擦った跡）があった。

6月上旬 さいたま地方検察庁、草加署、児相の三者で児童面接（協同面接）を実施。

6月上旬 児相が父と面接。

草加市転入前の乳幼児期の養育状況などを聴取した。父は、早期の引取りに向けてできることは協力したいなどと話した。

☞ 調査等に対する保護者の態度が変化した場合にその背景を把握することや、一方の保護者（父）が前面に出て対応したことで、他方の保護者（養母）等に係る調査が不十分な状態で家族全体のアセスメントを行い、援助方針を決定したのではないか。

6月中旬 児相が医療機関と経過を共有し、医師の見解を確認。

医師から受傷についてはどのような状況下で生じたか断定はできない旨の見解を確認した。児相は、事故により生じた可能性があるかと捉えた。

あわせて、児相から市役所へ連絡し、調査状況や現状では家庭引取りを検討することを報告した。

☞ 医療機関からの虐待通告に関する危険性の認識が十分だったのか。
☞ 受傷原因が虐待によるものか事故によるものか、医師に意見を求める際の注意点を押さえていたのか。

6月中旬 児相が草加署へ連絡。

児相から現状では家庭引取りを検討することを報告。

6月中旬 児相にて支援方針を協議。

家庭訪問や医療機関への調査等を踏まえ次のようにアセスメントするとともに、児相等による在宅指導により適切な見守りができると判断し、一時保護解除方針を決定した。

- ・ 受傷は事故により生じた可能性がある。
- ・ 一方で、虐待がなかったとまでは判断できないことから、養育状況を確認する必要があるが、保護者は在宅指導に同意している。

- ☞ 調査等に対する保護者の態度が変化した場合にその背景を把握することや、一方の保護者（父）が前面に出て対応したことで、他方の保護者（養母）等に係る調査が不十分な状態で家族全体のアセスメントを行い、援助方針を決定したのではないか。【再掲】
- ☞ 児童の発言等を表面的に捉えず、児童の発言と「家庭で安全が図られる」ことは異なると認識し、児童の行動観察の結果を十分に踏まえて援助方針を検討したのか。
- ☞ リスクアセスメントの際に、プラス要素・マイナス要素の両面について根拠を明示し、双方を十分に検討するとともに、今後の見通しを含めた時系列的な視点を持ち、最終的な判断を行っていたか。

6月下旬 児相が父、継母と面接。一時保護解除（家庭引取り）とし、在宅指導を開始（一時保護開始から約3週間後）。 *本児：4歳1か月時

引取り時に本児は父に抱きつくなどし、児相は親子関係に不自然さは見られないと捉えた。

一時保護解除に当たり、①月1回程度の家庭訪問を受入れること、②本児が病気や受傷した際には、必ず医療機関を受診させ、児相に連絡を入れることを指導内容とした。

- ☞ 特に虐待を理由に一時保護した事案については、一時保護中の親子面会や一時帰宅の実施等により親子関係の評価を丁寧に行い、解除の可否を慎重に判断するとともに、一時保護解除前に在宅指導の具体的な内容や市町村による養育支援の導入などの適切な役割分担について十分に関係機関と協議しておくべきだったのではないか。また、関係機関と親子が一堂に会する場の設定が望ましかったのではないか。

7月 継母と本児の養子縁組が成立。

7月中旬 児相から市役所に連絡。

在宅指導中の同行訪問を依頼し、了解を得た。

7月中旬 児相が養母に電話。養母から本児の様子を聴取（保護解除後、1回目）。

元気で生活していることを聴取。家庭訪問を調整したが、養母の日程が確認できないため、具体的な日程調整まで至らなかった。

後日2回電話をしたが、応答がなかった。

8月初旬 児相が養母に電話（保護解除後、2回目）。

家庭訪問候補日を提示したが、予定があるとのことで調整がつかなかった。

8月中旬 児相が養母に電話（保護解除後、3回目）。

家庭訪問候補日を提示したが、予定があるとのことで調整がつかず、8月下旬の訪問を約束した。

☞ 一時保護解除後に、保護者が家庭訪問の日程を繰り返し先延ばしにした際の対応が不十分だったのではないか。

8月下旬 訪問予定日に父、養母それぞれから児相に電話（保護解除後、4回目）

養母の体調不良を理由に訪問を延期してほしいとの主旨。本児の安全確認のため、本児同伴で児相に来所するよう父に指導。

当日、父が本児同伴で児相に来所。児相が本児の安全を確認。本児に不審なあざ傷は認められなかった。父は、今後の家庭訪問にも協力するなど話した。

☞ 調査等に対する保護者の態度が変化した場合にその背景を把握することや、一方の保護者（父）が前面に出て対応したことで、他方の保護者（養母）等に係る調査が不十分な状態で家族全体のアセスメントを行い、援助方針を決定したのではないか。【再掲】

9月20日 事件（本件）発生。＊本児：4歳4か月時

本児が意識不明の状態で救急搬送され、入院。硬膜下血種と顔面、背中、腹部、陰部など複数のあざが認められた。

(2) 事件発生後の状況

令和2年1月29日 草加署が養母を本児への別の暴行容疑で逮捕。

平成29年2月及び5月に自宅で本児を突き飛ばして床に転倒させる、布団叩きで叩くなどの暴行を加えた容疑で逮捕された（本件傷害とは別の暴行）。

同年2月19日 さいたま地方検察庁が養母を暴行罪で起訴。

同年3月22日 草加署が養母を本児への本件傷害容疑で逮捕。

＊事件発生から2年6か月経過

同年4月9日 さいたま地方検察庁が養母を本件傷害罪で追起訴。

同年6月25日 養母の判決公判。＊事件発生から2年9か月経過

さいたま地方裁判所において、暴行罪及び傷害罪で養母に懲役6年の実刑判決（求刑9年）が言い渡された。養母は量刑不当として控訴したが、控訴棄却により確定した。

公判の中では、養母が本児の夜尿をきっかけとして重度の障害を負うこととなった直接の原因となる暴行を加えたことが指摘された。

また、量刑の理由として、養母が本児の背後から背中を強く押し、倒れて立ち上がろうとする本児の股間を後ろから強く蹴り、更に倒れた本児の頭を何度も床に打ち付けたこと、数度に渡り本児を多数蹴り上げたことが指摘された。

IV 事例の検証 ～明らかになった事実、課題と提言～

本検証においては「何がいけなかったのか」だけに留まらず、「いつ、どのようにしていれば、重大事例の発生を防げた可能性があるか。これからどのようにしていけばよいのか」という観点を重視した提言を行う。

具体的には、上記「Ⅲ－3 経過及び関係機関の対応状況」において、特に重大事例の発生を防げた可能性として考えられた課題（☞部分）に焦点を当て、以下のとおり整理した。

(1) 児童虐待を理由として介入した事案に関する家庭環境等の調査・アセスメント

《課題1》

調査等に対する保護者の態度が変化した場合にその背景を把握することや、一方の保護者（父）が前面に出て対応したことで、他方の保護者（養母）等に係る調査が不十分な状態で家族全体のアセスメントを行い、援助方針を決定したのではないか。

《関係する事実関係》

- ・一時保護の同意は得られなかったが、保護者はその後の児童相談所による調査等に応じた。
- ・児童相談所の調査等に対して、特に一方の保護者（父）が前面に出て協力的に対応した中で、児童相談所の調査やアセスメントの視点がまず父に置かれた。その結果、他方の保護者（養母）との面接等を通じた、養母に係る調査、父母の関係性や生活歴の把握等を十分に行っていなかった。また、祖父との面接は実施しなかった。

《事実から導き出された課題に対する提言》

- ➡ 公的機関による調査や介入等に拒否的だった保護者が協力的な態度に転じた場合には、その背景に何があるのかアセスメントすること。
- ➡ 公的機関による調査や支援の受入状況を踏まえるとともに、保護者や親族など家族の状況を十分に調査し、関係機関の有する情報等を整理した上で、育児不安や精神的不安定さ、DV関係の有無など、家族全体のアセスメントを客観的に行うこと。保護者のアセスメントに際して、必要に応じて精神科医や心理職など専門家の知見を活用すること。

《課題2》

医療機関からの虐待通告に関する危険性の認識が十分だったのか。

《関係する事実関係》

- ・本事案は、医療機関からの虐待通告をきっかけに児童相談所が対応を開始した。

- ・児童相談所は受傷原因究明のため、医師への確認を実施し、確定的な医学診断が得られない中で受傷は事故による可能性があるとは判断した。
- ・一方、児童相談所は、セカンドオピニオンの必要性について検討しなかった。
- ・一時保護解除時のリスクアセスメントに際して、児童相談所は、総合的なリスクアセスメントを「概ね良好」と評価した。

《事実から導き出された課題に対する提言》

- ➡ 医療機関からの虐待通告は、生命の危険に直結する可能性があるとは捉えて、判断に迷う場合にはセカンドオピニオンを活用するなど、より慎重にアセスメントを行うこと。
- ➡ 虐待の有無の調査や確認は、医療機関ではなく児童相談所や市町村が行うものである。援助方針検討の際には、医学診断を踏まえるとともに、家族の構造的問題に関する調査・アセスメントといった社会診断や、児童に関する虐待の影響といった心理診断等を含めた「総合診断」の原則に立ち返り、アセスメントを行うこと。

《課題3》

受傷原因が虐待によるものか事故によるものか、医師に意見を求める際の注意点を押さえていたのか。

《関係する事実関係》

- ・児童相談所は受傷原因究明のため、医師への確認を実施し、確定的な医学診断が得られない中で受傷は事故による可能性があるとは判断した。

《事実から導き出された課題に対する提言》

- ➡ 医学的所見は児童相談所の判断に大きな影響を与える。医学的な観点に立てば、「事件（虐待）、事故のいずれも否定できない」という見解が示される可能性がある。そのため、家屋環境などのハード面、家族状況などのソフト面など多面的な視点から調査を行うとともに、医師への質問も工夫し、意見を求めること。

(2) 児童相談所による一時保護解除の判断や時期

《課題4》

児童の発言等を表面的に捉えず、児童の発言と「家庭で安全が図られる」ことは異なると認識し、児童の行動観察の結果を十分に踏まえて援助方針を検討したのか。

《関係する事実関係》

- ・一時保護中の本児には、対人関係の取り方など不適切な養育による影響が疑われる状況が見られた（他児への乱暴な言動など）。
- ・一方、家庭引取りについて本児が「帰りたい」と発言することもあった。

《事実から導き出された課題に対する提言》

- ➡ 表面的な児童の言動の把握に留まらず、児童の行動観察を踏まえその言動の背景を十分に理解し、適切な支援に結びつけること。
- ➡ 児童の安全に懸念がある場合は、児童の意向（発言）ではなく、「児童の最善の利益」を最優先に考え、児童相談所が主体的に判断し決定すること。
- ➡ 一時保護所に配置されている心理職員がより積極的に児童の支援や観察に関わるとともに、一時保護解除の検討に際して、一時保護所職員が援助方針会議に参加するなど、児童の行動観察等の所見を十分に活用すること。

《課題5》

リスクアセスメントの際に、プラス要素・マイナス要素の両面について根拠を明示し、双方を十分に検討するとともに、今後の見通しを含めた時系列的な視点を持ち、最終的な判断を行っていたか。

《関係する事実関係》

- ・一時保護解除時のリスクアセスメントに際して、健診未受診など一定のリスク因子（マイナス要素）の記載があった。一方、プラス要素となる根拠が十分に明示されていない中で、総合的なリスクアセスメントは、「概ね良好」と評価した。

《事実から導き出された課題に対する提言》

- ➡ リスクアセスメントの際は、評価の根拠を具体的にリスクアセスメントシート等に明示するとともに、双方を十分に検討した上で最終的な判断を行うこと。また、調査において事実関係が不明の場合には、不明であることが虐待発生・再発のリスクになり得ることを認識すること。
- ➡ あわせて、出来事やリスクを断片的に捉えるのではなく、過去からの推移や今後の見通しを踏まえて時系列的に把握し、アセスメントに結びつけること。
- ➡ 支援者は先入観、主観的判断にとらわれないことはもとより、正常性バイアス・確証バイアスを意識すること。

(注) ○正常性バイアス…異常事態に直面しても正常の範囲内であると判断し、平静を保とうとする人間の心理傾向のこと。不安や恐怖などのストレスを軽減するため、日常生活の中で誰もが無意識のうちに行っているとされる。

○確証バイアス…仮説や信念を検証する際にそれを支持する情報ばかりを優先して選び、反証する情報を無視または集めようとしめない傾向のこと。

《課題6》

特に虐待を理由に一時保護した事案については、一時保護中の親子面会や一時帰宅の実施等により親子関係の評価を丁寧に行い、解除の可否を慎重に判断するとともに、一時保護解除前に在宅指導の具体的内容や市町村による養育支援の導入などの適切な役割分担について十分に関係機関と協議しておくべきだったのではないかと。また、関係機関と親子が一堂に会する場の設定が望ましかったのではないかと。

《関係する事実関係》

- ・児童相談所は一時保護中に保護者、児童それぞれと面接したが、親子面会は行わなかった。
- ・児童相談所は一時保護解除及び在宅指導の方針を市役所や警察と共有したが、解除前に個別ケースカンファレンス実施を市に要請するなどして実施しておらず、具体的な支援計画までは決めていなかった。
- ・要保護児童対策地域協議会の進行管理ケースに登録していなかった。

《事実から導き出された課題に対する提言》

- ➡ 特に虐待を理由に一時保護した事案については、一時保護中の親子面会や一時帰宅の実施等により親子関係の評価を丁寧に行い、解除の可否を慎重に判断すること。
- ➡ 一時保護を解除し家庭復帰する事案については、関係機関と事前協議の上で、児童相談所が主体となって定期的な訪問などの約束内容及び約束内容が守られない場合の対応を十分に検討するとともに、再び虐待が発生するなどリスクが高じた時には危機介入（一時保護等）があることを保護者に示すこと（ケースによっては、関係機関及び家庭との間で共通認識を持つ方法として「支援計画書」のような書面の作成も有効である）。
- ➡ 一方、ケースに応じて複数機関による支援体制を一時保護解除前に整えることで、状況の変化に応じて、切れ目なくさまざまな角度から支援しやすくなる。要保護児童対策地域協議会（個別ケースカンファレンス等）において関係機関と密に連携し、市町村による保育所入所や養育支援の導入等、地域資源を活用するなど、状況に応じた在宅支援が行えるよう検討すること（ケースによっては、関係機関と保護者が一堂に会するなどして、事前の調整を図ることも必要である）。

(3) 家庭引取り後の在宅指導、関係機関との連携

《課題7》

一時保護解除後に、保護者が家庭訪問の日程を繰り返し先延ばしにした際の対応が不十分だったのではないか。

《関係する事実関係》

- ・一時保護解除後、児童相談所は家庭訪問の日程調整のため、養母との連絡の機会を4回持ったが、予定がある、養母の体調が悪いなどの理由で実施に至らなかった。
- ・その結果、一時保護解除後に児童相談所が直接本児と接触するまで約2か月経過した。
- ・児童相談所は、体調不良等の理由が語られたことや保護者との関係性を考慮し、緊急に家庭訪問するなど介入的対応は行わなかった。

《事実から導き出された課題に対する提言》

- ➡ 家族状況の変化等により虐待が短期間で再発または深刻化することや、保護者が虐待による外傷等を隠すために関係機関との面談等を延期する場合がある。保護者が面接や家庭訪問の日程を繰り返し先延ばしにして児童の安全確認ができない場合には、虐待が生じている可能性が高いことや保護者・児童の心身の状況が悪化している可能性があることを想定し、アセスメントを見直すとともに、市町村や警察等と協議し、緊急に家庭訪問を実施するなど、躊躇せず児童の安全確認のための行動（介入的アプローチ）に移ること。

V おわりに

今回の検証においては、特に次の3点に焦点を当て、課題を整理した。

- ① 児童虐待を理由として介入した事案に関する家庭環境等の調査・アセスメント
- ② 児童相談所による一時保護解除の判断や時期
- ③ 家庭引取り後の在宅指導、関係機関との連携

重大事例発生防止の観点から、それらに対応する提言として、

- ① 公的機関による調査や支援の受入状況を踏まえるとともに、家族の状況を総合的に調査し、家族全体のアセスメントを客観的に行うこと。特に、医療機関からの虐待通告は、生命の危険に直結する可能性があるとして捉えて、より慎重にアセスメントを行うこと
- ② 一時保護解除の検討に際しては、一時保護所職員が援助方針会議に参加するなど児童の行動観察等の所見を十分に活用するとともに、解除の条件や解除後の役割分担等について、要保護児童対策地域協議会を活用して関係機関と十分に調整すること
- ③ 保護者が家庭訪問の日程を先延ばしにするなど、児童の安全確認が行えない場合は、虐待が生じている可能性が高いことなどを想定し、躊躇せずに児童の安全確認のための行動（介入的アプローチ）に移ること等を挙げた。

児童虐待相談対応件数の増加により業務量が増加し、現場における対応に苦慮する中であっても、二度とこのような重大事例の発生を繰り返さないよう、過去の検証から学ぶ必要がある。

児童相談所職員をはじめ、児童福祉に携わる職員が本報告書の事例のケーススタディを行うなど、課題等について振り返り、そこで学び取ったことを日々の業務に活かすことを望むものである。

【参考】

1 児童虐待重大事例検証委員会の開催状況

	開催日	場所
第1回	令和2年 7月 2日	さいたま共済会館
第2回	令和2年 7月30日	埼玉会館
第3回	令和2年 9月10日	埼玉会館
第4回	令和2年10月15日	埼玉会館

2 埼玉県児童虐待重大事例検証委員会委員名簿

令和2年10月15日現在

分野	氏名	所属等
心理学（学識経験者）	◎市村 彰英	埼玉県立大学 教授
児童福祉（学識経験者）	○相澤 仁	大分大学 教授
法律（弁護士）	海老原 夕美	海老原法律事務所 弁護士
小児医療（医師）	峯 真人	峯小児科 院長
社会福祉（社会福祉士）	青木 孝志	埼玉県社会福祉士会 相談役

◎ 委員長 ○ 副委員長

発行 埼玉県児童虐待重大事例検証委員会
(事務局)
〒330-9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
埼玉県福祉部こども安全課
電話 048-830-3335
FAX 048-830-4787
メール a3340@pref.saitama.lg.jp